

法改正により、令和4年10月1日から、

★「建築行為を伴わない既存住宅」も長期優良住宅維持  
保全計画の認定ができるようになります。

★認定申請書様式が変更になります。

## ○法改正の概要（令和3年5月28日公布、令和4年10月1日施行）

### ・建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設

これまでの長期優良住宅建築等計画の認定は、「新築」「増築又は改築」をしようとする住宅について、長期優良住宅建築等計画の認定を行っていました。

法改正により、令和4年10月1日以降は、新築等に加えて一定基準をクリアした「建築行為を伴わない既存住宅」も認定できるようになります。

【手数料について】

一戸建て住宅の場合（手数料は性能評価書又は確認書添付の場合）13,000円

- ・省エネルギー対策の強化、壁量規定の見直し
- ・共同住宅等に係る基準の合理化等
- ・マンション管理認定計画のみなし規定
- ・認定申請様式の変更

（10月1日以降の申請は新様式で提出をお願いします。）

■法改正の詳細は、国土交通省のホームページをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000006.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html)

お問い合わせ先

北九州市建築都市局指導部建築指導課

〒803—8501 北九州市小倉北区域内1番1号

電話：093-582-2531

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file\\_0058.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0058.html)